

てーまじてんしゃのるーる  
テーマ：「自転車に乗るときのルールについて」

日本語

けいたいでんわみじてんしゃのうんてん  
携帯電話などを見ながら自転車に乗ることを「ながら運転」といいます。「ながら運転」が原因で事故にあう人が増えています。 「ながら運転」は法律によって禁止されています。携帯電話を見ながら自転車に乗ると、刑務所に入るか、罰金を払う罰が与えられます。



「ながら運転」の他に法律で禁止されていることは、お酒を飲んで自転車に乗ること、傘を差しながら自転車に乗ること、イヤフォンやヘッドホンをつけて音が聞こえない状態で自転車に乗ること、1台に2人以上で乗ること、2台以上の自転車で並んで走ること、夜にライトをつけずに走ることなどがあります。



ふつうじてんしゃ はどうつうこうか  
普通自転車の歩道通行可



じてんしゃ どうろ ひだりがわ はし  
自転車は道路の左側を走ることになっています。ただし、歩道にじてんしゃ とお  
自転車が通ってもよいことを示す看板があるときや、13歳未満の子ども・70歳以上の人・身体の不自由な人が自転車を運転するとき、道路こうじ みち せま しゃどう とお  
工事などで道が狭くて車道を通ることが難しいときは、自転車で歩道を通ることができます。  
はどう ほこうしやゆうせん はどう しゃどうがわ はし ほこうしや じやま いちじ  
歩道は歩行者優先です。歩道の車道側をゆっくりと走り、歩行者の邪魔になるときは、一時ていし  
停止しなければなりません。

いちじていし  
一時停止

こうさてん いちじていし かんばん と  
交差点に「一時停止」の看板があつたら、止まらなければなりません。止ま  
って、右、左をよく見てから進んでください。信号機があるときは、信号をまも  
守ってください。

